

ハイシールドマーク
登録制度運営規定

「第1.0版」



2018年11月(発行)

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| ハイシールドマーク登録制度運営規定..... | 2 |
| HSマーク登録申請フローチャート..... | 7 |
| 付 図..... | 10 |
| ハイシールドマーク受信システム機器運営細則..... | 11 |
| 登録・変更・取消・通知書に関する様式..... | 26 |
| 自己チェックリストに関する様式..... | 34 |
| 解説..... | 37 |
| ハイシールドマーク登録制度運営規定履歴 | 38 |

ハイシールドマーク登録制度運営規定

一般社団法人電子情報技術産業協会(以下、JEITAという)は、日本国内で衛星放送受信用に使用する受信システム機器(以下、機器という)に対し「ハイシールドマーク」登録制度(以下、本制度という)を設け、この運営のために規定及び細則を定める。

1. 目的

本制度の要求事項を満足した機器に「ハイシールドマーク」(以下、HSマークという)を付し、この製品によって良好な受信システムの構築に寄与することを目的とする。

2. 登録制度

HSマークは 1 項の目的のために登録申請された製品をJEITAが審査し、これに適合した製品をHSマーク登録機器として、その製品にHSマークの表示を可能とする制度とする。

電波漏洩に関する他の証明とは併用できないものとする。

3. 適用範囲と法の遵守

衛星を用いたテレビジョン放送の受信システム機器、すなわち衛星アンテナ出力からテレビ受信機入力端子までの機器で、その機器からの電波漏洩に関する性能について規定する。なお、製品に必要な法律・法令などが遵守されていることを条件とする。

4. 対象機器

HSマークの対象機器は、細則に定める。

5. 管理と運営

HSマークの管理と運営は、JEITAの受信システム事業委員会(以下、事業委員会という)が行い、HSマーク登録申請の審査は事業委員会が定める「HSマーク審査会」(以下、審査会という)が行う。また、これに関する事務取扱は、JEITAの事務局(以下、事務局という)が行う。

6. 申請者の資格

本制度の申請資格者は機器を製造あるいは販売する企業とする。

- ・ 申請者はブランド名表記企業とする(ブランド主義)。なお、ダブルブランドの場合は最終販売企業から申請する。
- ・ 登録申請書記載の連絡担当者は、申請内容に関する日本国内の連絡窓口とする。
- ・ 登録申請書記載の連絡担当者は、事業委員会から登録申請製品及び登録後の製品について問い合わせ(例:是正処置等)を求められた場合、申請責任者とともに対応を行う者とする。

なお、本制度に申請を行う場合、初回に限り、別紙「JEITA 受信システム事業委員会マーク登録制度法人登録申込書」に必要事項を記載の上、申請と同時に事務局に提出するものとする。

ただし、事業委員会の他のマーク登録制度に上記法人登録申込書を提出している場合は省略できる。

7. 登録申請

7.1 期間

HSマーク登録申請に係わる書類の提出は、原則として別に定める審査会開催日の1週間前迄とする。

7.2 書類

登録申請書類書式は別に定め、これを使用して事務局に提出する。なお、本制度運営規定及び登録申請書類はホームページより最新版を入手すること。

7.3 登録申請機器の性能確認

審査会は登録申請機器の性能確認のために第三者機関による試験データ及び当該製品の提出を申請者に求めることができる。

8. 審査

8.1 審査

HSマーク登録申請、登録変更届及び14項の是正処置の審査は、審査会が行う。

8.2 審査会の構成

審査会は、事業委員会が年度ごとに定めた審査委員により構成される。また、有識者審査委員として日本放送協会及び(一財)電波技術協会に依頼する。

8.3 審査会の開催

審査会の開催は4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回を原則とする。ただし、必要に応じて事業委員会の幹事会で審議し、開催月や回数を変えて開催することができる。

9. 登録の通知

JEITAは登録を認められた申請機器に対して、ハイシールドマーク登録通知書(様式4)を発行し申請者に通知する。なお、不合格の場合は、申請者にハイシールドマーク登録不可通知書(様式9)を発行し通知する。

10. 疑義

申請者は通知に疑義がある場合は、通知受け取り後2週間以内に疑義の具体的な内容を文書で事務局に求めることができる。事務局はこれを審査会に通知し、審査会はこれを審議する。この結果は事務局から申請者に通知する。

11. 登録料と運用

HSマーク登録通知書を受領した申請者(以下、登録企業という)は登録機器ごとに定める登録料をJEITAに納入しなければならない。また、納入された登録料は本制度の目的に沿って有効に運用する。なお、登録料は事業委員会が認めた場合以外、返却しない。

12. 表示

登録されたHSマーク製品は、製品ごとにHSマーク(付図1)を本体の見えやすい箇所の一箇所以上に表示する。また、梱包箱やパッケージ、印刷物にも付図1の定めに沿ってHSマークの表示をすることが望ましい。

ただし、本体に表示が不可能な場合は、取扱説明書又は梱包箱・パッケージ等の見えやすい箇所に表示する。この場合、登録申請書(様式1)の備考欄に表示できない理由及び表示箇所を記載する。

また、表示箇所を証明する資料を添付する。

なお、JEITAに登録料を納入するまでは、当該の製品及びパッケージ等にHSマークを表示して販売並びに宣伝はできない。

13. 説明文

HSマーク制度の説明を電子情報媒体、印刷物、その他の媒体に表示する場合は次の文とする。

HSマーク(ハイシールドマーク)は、一般社団法人 電子情報技術産業協会が審査・登録され、衛星テレビジョン放送の中間周波数帯域において、一定以上の遮へい性能を有する機器に付与されるシンボルマークです。

14. 品質管理と是正処置

14.1 品質管理

HSマーク登録機器の品質維持管理とマークの表示管理は、登録企業の自己管理責任で行うこととする。

14.2 是正処置

事業委員会はHSマーク登録機器の品質確認のために必要な処置(例えば買い上げ試験)を執ることができ、これにより不適切な事態を確認した場合には登録企業に是正処置を求めることができる。この場合、必要に応じて事業委員会は登録申請機器の性能確認のために第三者機関による試験データ及び当該製品の提出を登録企業に求めることができる。登録企業は改善処置を行い、結果を文書で速やかに事務局に提出しなければならない。事業委員会はこの改善処置報告を審査会に付し、その改善処置報告検討結果に基づき決裁する。

15. 登録の変更

15.1 変更の区分

登録企業は登録機器に変更があり、引き続き登録を希望する場合は、以下のとおりその変更内容により、新たな登録申請書(様式1)又は登録変更届(様式5)を事務局に提出しなければならない。なお、以下に該当しない場合は事前に事務局に申し出て、その指示で処置することとする。

(1) 登録申請書が必要な事項(登録料必要)

- 1) 電波漏洩に関する性能に変更があった場合
- 2) 同一自社型名で外觀形状が大幅に変更となる場合
例 筐体を樹脂(内部シールド板)から金属に変更
- 3) 自社型名が同一でOEM委託生産先が変わる場合
- 4) 自社型名が変更となる場合〔軽微な変更で自社型名を変更する場合や枝番を付けて追加する場合は登録申請ではなく登録変更届とする。〕

(2) 登録変更届が必要な事項(登録料不要)

- 1) 登録機器の企業名が合併等により変更となる場合
- 2) 軽微な変更のため、自社型名を変更した場合や自社型名に枝番^{*}を付けた場合
^{*}枝番とは、色、梱包形態、同梱品の追加等、シリーズとして管理するための番号・記号等を追記する場合をいう。

(例:○○○ ⇒ ○○○×××)

3) 軽微な変更

- ① 登録機器の同梱品(例えばケーブルや取付金具など)の追加、変更又は削除
- ② 外装色の変更、構成素材の変更など外観形状の軽微な変更
例:構成素材の変更 内部シールド板を鉄製(メッキ)から真鍮製に変更
- ③ パック商品等の梱包形態の追加、変更
- ④ 電気的性能を変更する場合
- ⑤ テレビ接続ケーブルの同一線種で長さが異なる自社型名の追加(測定データが必要)

(3) 登録変更届が不必要な事項

- 1) 印刷物等の内容・デザイン変更となる場合
- 2) 梱装箱等の寸法や材質やデザインが変更となる場合
(ただし、箱梱包をブリスター梱包にする等の梱包形態を変更する場合を除く)

15.2 登録変更届の審査

登録変更届の審査は、8 項にかかわらず事業委員会の幹事会が審査を代行することができ、この場合において、直後の審査会に報告しなければならない。

16. 登録の取消

16.1 登録取消届

登録企業が次の事項に該当する場合、登録取消届を提出しなければならない。

- (1) 登録機器の販売を中止した場合。この場合は届の受理により自動的に登録取消の扱いとする。
- (2) 登録の変更(15.1 項)において、登録申請書が必要となった場合。この場合は、既登録機器について新たな登録申請前に届を事務局に提出する。ただし、提出は新たな登録申請と同時申請でも良い。
- (3) 登録機器が登録後にスーパーハイビジョン受信マーク(以下、SHマークという)を取得した場合。
- (4) 登録機器が電波漏洩に関する他の証明を取得した場合。

16.2 登録取消

登録企業が次の事項に該当する場合、審査会は事業委員会の承認を得て、登録の取消しを行うことができる。

- (1) 本制度に照らして不適正な行為などがあった場合
- (2) 是正処置を講じなかった場合
- (3) 企業活動を中止や停止した場合

附 則

(1) 規定の改定

この規定を改定する場合は、事業委員会定例委員会出席者の過半数の賛成を得て成立する。

(2) 登録申請自社型名

登録申請機器の外観色や梱包方法や同梱品(金具やケーブルなど)、テレビ接続ケーブルの長さ(同一線種)が違うため自社型名が異なるもの、また、前記の製品で自社型名を枝番号(符号を含

む)などで区別した製品は1型名とみなす。ただし、代表自社型名を申請書に記載すること。

(3) 同じ種類の機器の申請

登録申請書類は、同じ種類の機器であっても、1型名1申請書とする。

(4) 複合製品の取扱い

2つ以上の機能を有する複合製品は、ひとつの製品として取り扱う。

(5) 組み合わせ製品

機器と機器の組み合わせ製品は、ひとつの製品として取り扱う。

(6) OEMによる申請

OEMによる申請で申請対象品が製造元で既登録品や同時に申請中である場合でも、本制度に登録申請する場合はすべての申請書類を提出しなければならない。

(7) 引用規格

次に掲げる規格は、この規定に引用されることによって、この規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む）を適用する。なお、この引用規格に改定があった場合、当運営規定の変更に要否について事業委員会幹事会で判断するものとする。

| 規格番号 | 名 称 |
|-----------------|------------------------|
| JEITA CPX-5230A | ホーム受信システム機器(3.2GHz 対応) |

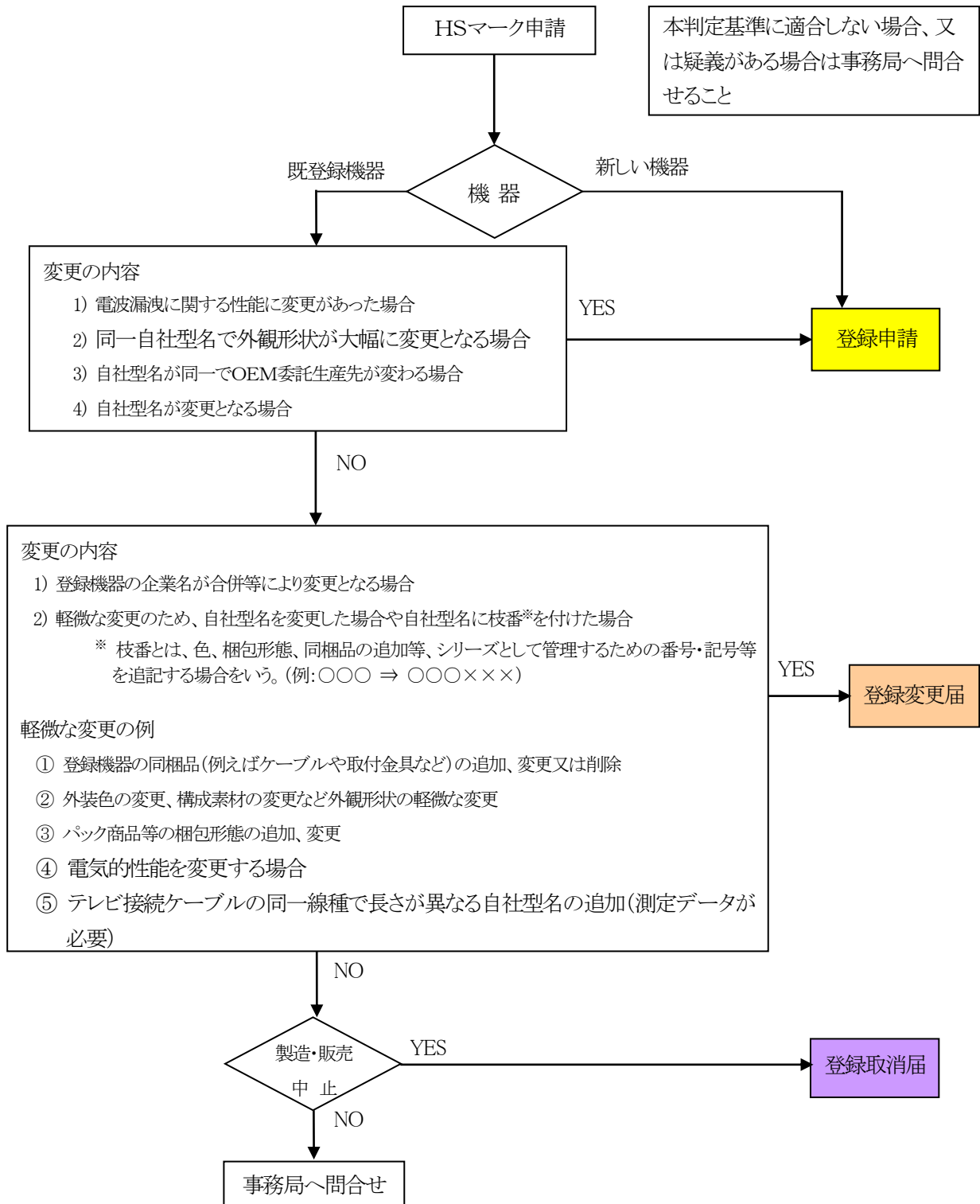
(8) 運営規定の版数決定に関する取り決め

この規定の版数は、改定する内容に応じて決定する。原則として審査対象品目の追加・削除、審査基準変更等の大幅な改定時には「第〇版(〇表示は版数)」の整数部分を一つ繰り上げ、軽微な変更については、その時点の版数の小数点第一位を一つ繰り上げる(例:第〇.1版)。

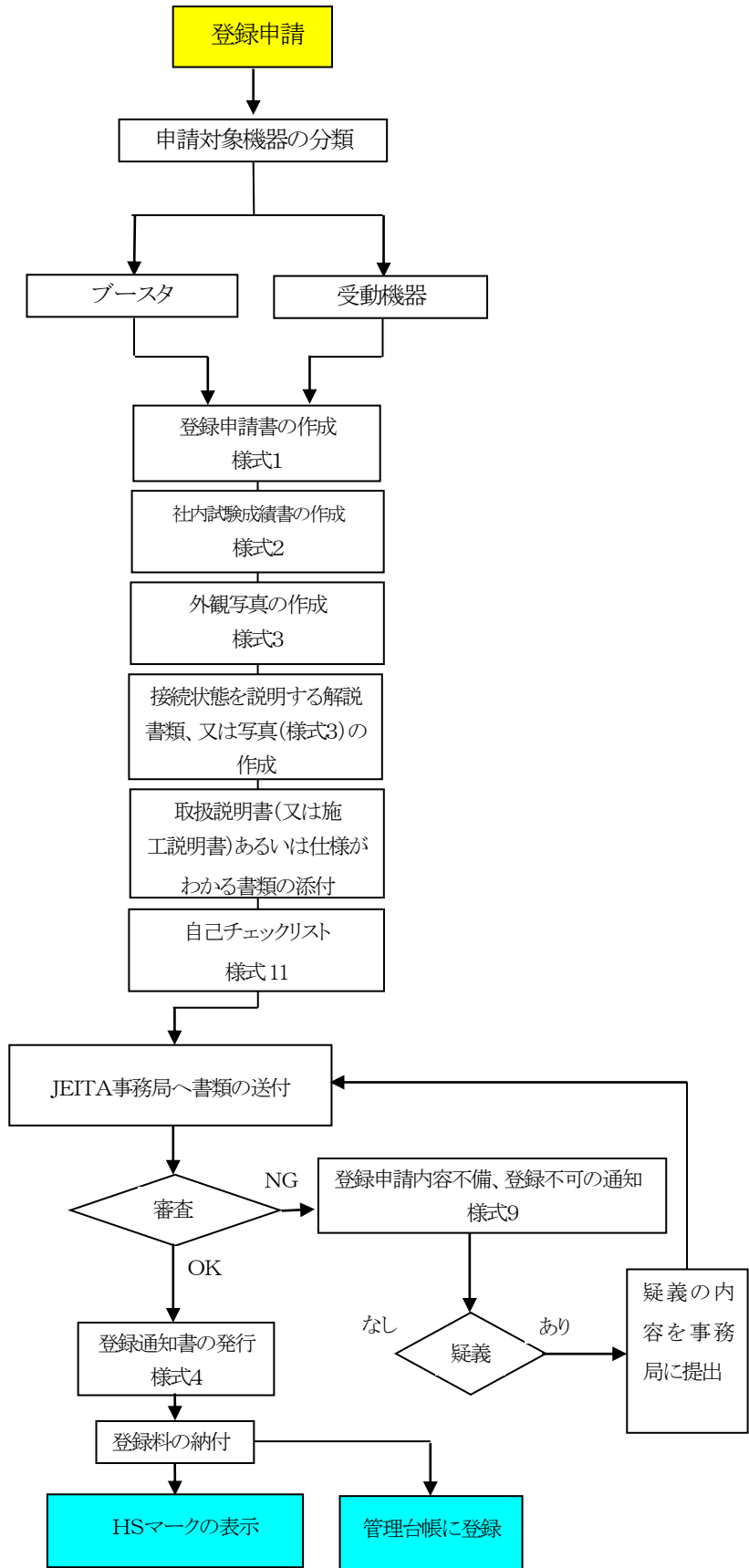
なお、変更内容の規模については、事業委員会幹事会で判断するものとする。

HSマーク登録申請フローチャート

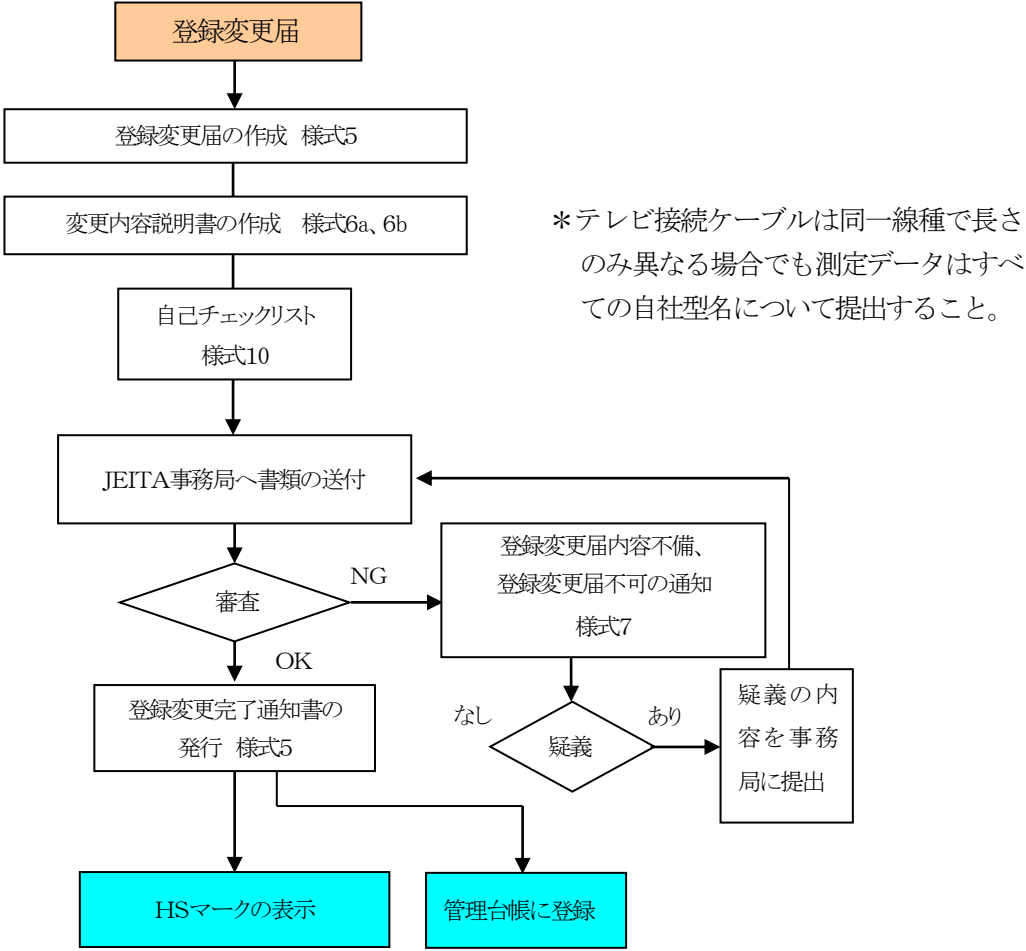
HSマーク登録申請フローチャート1 申請区分判定



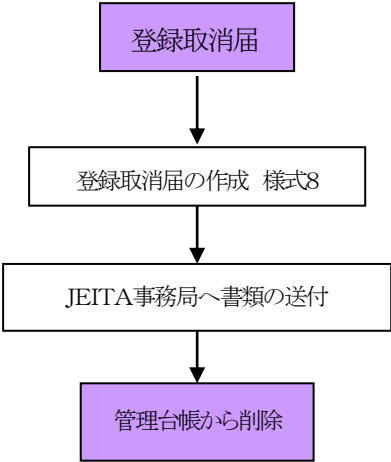
HSマーク登録申請フローチャート2 登録申請



HSマーク登録申請フローチャート3 登録変更届



HSマーク登録申請フローチャート4 登録取消届



付図 1

ハイシールドマーク

- (1) 機器の本体に表示するハイシールドマークの大きさは、任意とする。
- (2) ハイシールドマークの色は、モノクロームとする。推奨色は、緑または黒とする。
(刻印の場合は、素材色もしくは推奨色とする)。
ただし、モノクローム反転も可とする。
- (3) 個装箱などへの表示の大きさ・個数は、必要な範囲にとどめる。
- (4) ハイシールドマークの電子データに関しては事務局に問い合わせのこと。
- (5) 詳細は最新版の「登録マーク使用ガイドライン」を参照すること。



ハイシールドマーク
受信システム機器運営細則

ハイシールドマーク 受信システム機器運営細則

適用範囲

この細則はハイシールドマーク「受信システム機器」の対象機器及びその電波漏洩に関する性能について規定する。

1. 用語の定義

この細則で用いる主な用語は JEITA CPX-5230A「ホーム受信システム機器(3.2GHz 対応)」に準ずることとする。

2. 対象機器

対象機器は、1032MHz 以上の衛星 IF 帯域を具備する以下に示す機器とする。

ブースタ：対象の周波数帯域を増幅またはパスする機能を有するブースタ

受動機器：分配器、壁面端子、混合器・分波器、直列ユニット 等

ただし、SHマーク登録制度に登録している機器は本制度の対象機器にはできない。また、電波漏洩に関する他の証明を取得している場合も本制度の対象機器にはできない。

※HSマーク登録後にSHマークを取得した場合は、HSマーク登録取消届を提出すること。また、電波漏洩に関する他の証明を取得した場合もHSマーク登録取消届を提出すること。

3. 電気的性能

電気的性能は審査対象外とする。

4. 電波漏洩に関する性能

各機器の電波漏洩に関する性能は表 1 のとおりとする。

測定方法は 7. 社内試験の「7.3 測定方法」による。

表 1 電波漏洩に関する性能

| | 周波数帯域 (MHz) | 3m離れた場所における漏洩電界強度 (dB μ V/m) | 備考 |
|--------|----------------|-------------------------------------|-------------------|
| ブースタ*1 | 1032~3224 | 40.2 以下 | 定格出力レベル時 |
| 受動機器*2 | 1032~3224 | 40.2 以下 | 100dB μ V 入力時 |

*1 対象の周波数帯域を増幅する機能を有するブースタ

*2 電源を分離可能なブースタの電源部および対象の周波数帯域をパスする機能を有するブースタを含む

注(1) 電源を分離可能なブースタについては、増幅部と電源部をそれぞれ測定すること

注(2) 電源を分離可能なブースタの電源部は、受動機器と同条件にて測定すること。

注(3) 利得調整機能のあるものの電波漏洩に関する性能は最大利得時とする。

注(4) チルト調整機能のあるものの電波漏洩に関する性能はチルトの傾きが最小となる設定時とする。

注⁽⁵⁾ ブースタの空き端子は終端とする。ただし、モニタ端子はメーカーの指定条件とする。

注⁽⁶⁾ 受動機器の空き端子は終端とする。

注⁽⁷⁾ コネクタや終端抵抗の締め付けトルクはメーカー指定値とする。ただし、メーカー指定値がない場合は $2\text{N}\cdot\text{m}$ とする。

注⁽⁸⁾ 測定距離は基準点間の距離とし 3m とする。

3m 以上で測定する場合は実測定距離における測定結果から延長距離分を補正し、距離 3m における測定結果に換算すること。

また、 3m 未満での測定は不可とする。

注⁽⁹⁾ 測定結果は、小数点第2位を四捨五入し、第1位まで表記すること。

5. 構造

各機器の構造は審査対象外とする。

6. 申請

申請は、型名毎に次の書類を一式とし、書面とCD又はDVDの媒体による電子データ(PDF)(カラー部分はカラー)各1部を事業委員会に提出する。なお、変更については、「8. 登録の変更」の項による。

(1) ハイシールドマーク申請書

ハイシールドマーク受信システム機器登録申請書 (様式1)

ハイシールドマーク表示資料 (様式3又は様式1及び証明資料)

※本体にHSマークの表示が不可能な場合は、取扱説明書又は梱包箱・パッケージ等の見えやすい箇所に表示する。この場合、登録申請書(様式1)の備考欄に表示できない理由及び表示箇所を記載し、表示箇所を証明する資料を添付する。

(2) 社内試験成績書 (様式2)

(3) 外観写真(L版以上) (様式3)

外観写真は外観形状や色彩が明確に確認できる方向から撮影した鮮明なカラー写真(L版 $127\times 89\text{mm}$ 以上)とする。また、外観写真上で本体のHSマーク表示、社名及び型名が確認できない場合やHSマーク表示、社名及び型名が不鮮明となる場合は、外観写真とは別に様式3を使用してHSマーク表示、社名及び型名が十分に判別可能な写真を添付する。

(4) 接続状態を説明する解説書類

測定に際して機器への入力接続部分の状態を説明する解説書類を添付すること。様式3を利用して鮮明なカラー写真を用いても良い。

(5) 取扱説明書(又は施工説明書)

取扱説明書(又は施工説明書)がない場合は、製品の仕様がわかる書類を添付すること。

(6) 自己チェックリスト (様式11)

備考 ① 申請書類は型名ごとにホチキスなどにより綴じる。

② 電子データのファイル名は、自社型名を記載すること。(複数を申請する場合は代表する自社型名の後に他何機種と記載すること。)

③ 機器のインピーダンスは機器登録申請書(様式1)の備考欄に「インピーダンスは 75Ω 」である旨の記載を必ず行うこと。

④ 取扱説明書(又は施工説明書)の規格値は測定値と矛盾していないこと。

⑤ 取扱説明書(又は施工説明書)が代表機種と共通の場合は、共通の取扱説明書を添付し、代

表機種と異なる場合は、代表機種以外の機種についても添付すること。また、パック商品などの場合は台紙等の添付でも可とする。

7. 社内試験

7.1 試験

電波漏洩に関する性能の測定方法は7.3項のとおりとする。

7.2 試験項目

試験項目は漏洩電界強度とする。

7.3 測定方法

■測定周波数

- ・1032～3224MHz
- ・「衛星放送の中間周波数(IF周波数)」の各チャンネル IF 周波数帯域内において、1ポイント以上

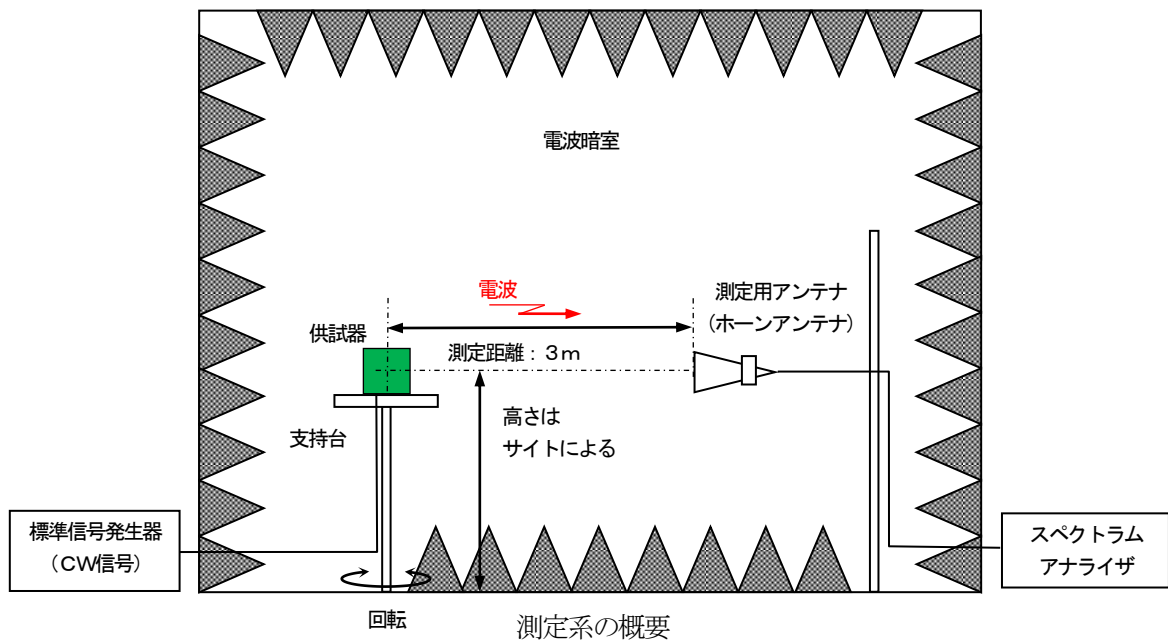
衛星放送の中間周波数(IF周波数)

| | チャンネル | 中心周波数 (MHz) | IF周波数帯域 (MHz) | | チャンネル | 中心周波数 (MHz) | IF周波数帯域 (MHz) |
|------------------|---------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|------------------|
| B S 右 旋 | BS-1 | 1049.48 | 1032.23～1066.73 | B S 左 旋 | BS-2 | 2241.66 | 2224.41～2258.91 |
| | BS-3 | 1087.84 | 1070.59～1105.09 | | BS-4 | 2280.02 | 2262.77～2297.27 |
| | BS-5 | 1126.20 | 1108.95～1143.45 | | BS-6 | 2318.38 | 2301.13～2335.63 |
| | BS-7 | 1164.56 | 1147.31～1181.81 | | BS-8 | 2356.74 | 2339.49～2373.99 |
| | BS-9 | 1202.92 | 1185.67～1220.17 | | BS-10 | 2395.10 | 2377.85～2412.35 |
| | BS-11 | 1241.28 | 1224.03～1258.53 | | BS-12 | 2433.46 | 2416.21～2450.71 |
| | BS-13 | 1279.64 | 1262.39～1296.89 | | BS-14 | 2471.82 | 2454.57～2489.07 |
| | BS-15 | 1318.00 | 1300.75～1335.25 | | BS-16 | 2510.18 | 2492.93～2527.43 |
| | BS-17 | 1356.36 | 1339.11～1373.61 | | BS-18 | 2548.54 | 2531.29～2565.79 |
| | BS-19 | 1394.72 | 1377.47～1411.97 | | BS-20 | 2586.90 | 2569.65～2604.15 |
| | BS-21 | 1433.08 | 1415.83～1450.33 | | BS-22 | 2625.26 | 2608.01～2642.51 |
| | BS-23 | 1471.44 | 1454.19～1488.69 | | BS-24 | 2663.62 | 2646.37～2680.87 |
| C S 右 旋 | ND26 | 1550.00 | 1532.75～1567.25 | C S 左 旋 | ND25 | 2726.00 | 2708.75～2743.25 |
| | ND2 | 1613.00 | 1595.75～1630.25 | | ND1 | 2766.00 | 2748.75～2783.25 |
| | ND4 | 1653.00 | 1635.75～1670.25 | | ND3 | 2806.00 | 2788.75～2823.25 |
| | ND6 | 1693.00 | 1675.75～1710.25 | | ND5 | 2846.00 | 2828.75～2863.25 |
| | ND8 | 1733.00 | 1715.75～1750.25 | | ND7 | 2886.00 | 2868.75～2903.25 |
| | ND10 | 1773.00 | 1755.75～1790.25 | | ND9 | 2926.00 | 2908.75～2943.25 |
| | ND12 | 1813.00 | 1795.75～1830.25 | | ND11 | 2966.00 | 2948.75～2983.25 |
| | ND14 | 1853.00 | 1835.75～1870.25 | | ND13 | 3006.00 | 2988.75～3023.25 |
| | ND16 | 1893.00 | 1875.75～1910.25 | | ND15 | 3046.00 | 3028.75～3063.25 |
| | ND18 | 1933.00 | 1915.75～1950.25 | | ND17 | 3086.00 | 3068.75～3103.25 |
| | ND20 | 1973.00 | 1955.75～1990.25 | | ND19 | 3126.00 | 3108.75～3143.25 |
| | ND22 | 2013.00 | 1995.75～2030.25 | | ND21 | 3166.00 | 3148.75～3183.25 |
| ND24 | 2053.00 | 2035.75～2070.25 | ND23 | 3206.00 | 3188.75～3223.25 | | |

注⁽¹⁾ BS-24は、未割り当て

■試験環境

- ・平成 18 年総務省告示第 173 号の要件を満たした電波暗室であること。
- ・6 面または 5 面電波暗室にて測定を行うこと。ただし、5 面電波暗室の場合は、供試器と測定用アンテナ間の床面には電波吸収体を敷くこと。
- ・測定用アンテナはアンテナファクターが既知のホーンアンテナであること。
- ・測定距離の基準点は供試器の中心及び測定用アンテナ開口面の中心とする。
- ・測定距離は基準点間の距離とし3mとする(3m未満での測定は不可とする)。
- ・供試器の設置高については、電波暗室の反射を考慮し、測定サイトに応じた高さに設定すること。設置高は床面から供試器の中心までの距離とする。
- ・測定用アンテナの設置高については床面から測定用アンテナ開口面中心までの距離とし、供試器の中心と同じとする。



※測定距離について

3m以上で測定する場合は実測定距離における測定結果から延長距離分を補正し、距離3m における測定結果に換算すること。また、3m未満での測定は不可とする。

補正值 (dB) = 実測定距離の自由空間損失 - 3 mの自由空間損失

$$\begin{aligned}
 &= 20 \log \frac{4\pi d}{\lambda} - 20 \log \frac{4\pi d_0}{\lambda} \\
 &= 20 \log \frac{4\pi d}{\lambda} - 20 \log \frac{12\pi}{\lambda} \\
 &= 20 \log \frac{d}{3}
 \end{aligned}$$

※ λ = 波長 (m) $d_0 = 3(m)$ d = 測定距離 (m)

| | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 測定距離 (m) | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 補正值 (dB) | 0.0 | 2.5 | 4.4 | 6.0 | 7.4 | 8.5 | 9.5 | 10.5 |

参考 測定距離による補正值

■ 測定条件

1) 偏波面

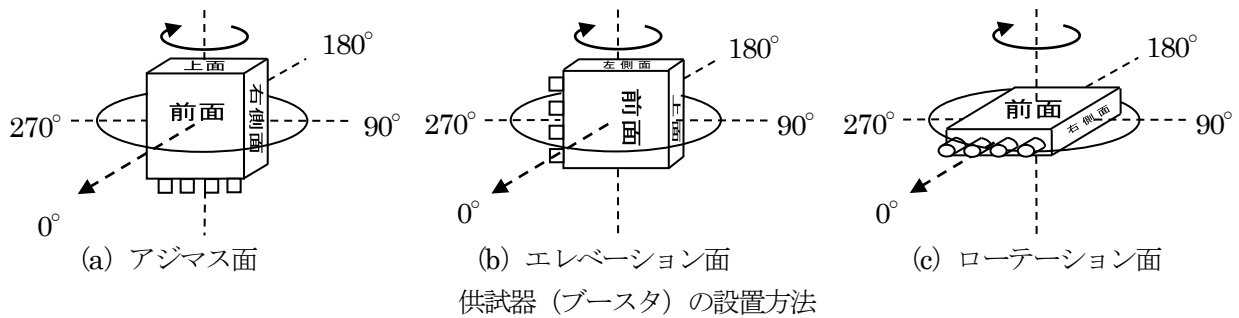
- ・水平偏波、垂直偏波について測定する。

2) 供試器の設置方法

- ・下記の設置方法を基本とするが、測定における前面は任意とする。

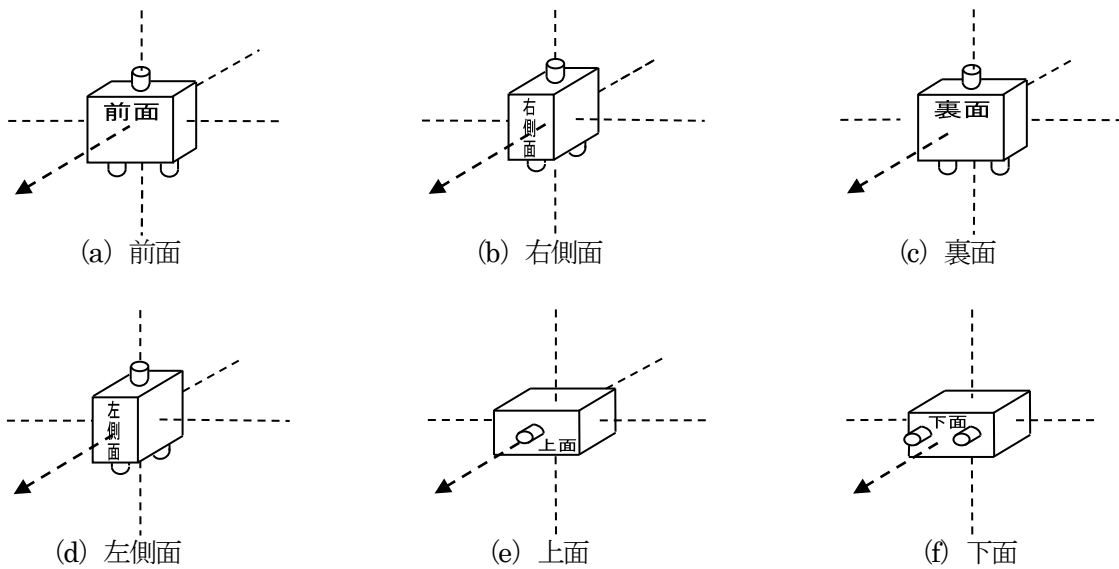
2)-1 ブースタ

- ・下図(a) (b) (c)に示すように設置し、3軸にて測定を行う。(3軸測定)
- ・各軸 15° ステップで測定を行う。



2)-2 受動機器

- ・下図(a)～(f)に示すように設置し、測定を行う。(6面測定)



供試器（受動機器）の設置方法

付記：以下に定める機器はそれぞれ以下の方法で行っても良い。

(1). テレビ接続ケーブル

- ①テレビ接続ケーブルの1端は終端する。

- ②テレビ接続ケーブルを発泡スチロール等に縦方向に設置する。
- ③前面1面方向で、高さを供試器下端から上端まで可変し、漏洩電界強度が最大となる箇所で測定を行う。
- ④長さが測定アンテナの昇降範囲を超える場合は折り曲げて設置する。(曲げ半径に注意)

*テレビ接続ケーブルは同一線種で長さのみ異なる場合でも測定データはすべての自社型名について提出すること。

(2). すきまケーブル

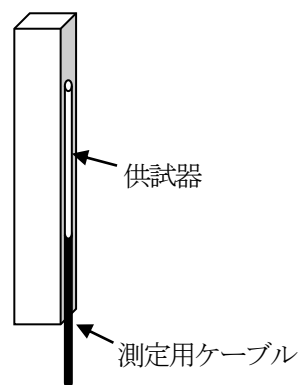
- ①すきまケーブルの1端は終端する。
- ②すきまケーブルを発泡スチロール等に縦方向に設置する。
- ③前面、右側面、裏面、左側面 の4面方向で、高さを供試器下端から上端まで可変し、漏洩電界強度が最大となる箇所で測定を行う。

(3). コネクタ

- ①コネクタに長さ10cmの測定補助用ケーブルを接続し、1端は終端する。
測定補助用ケーブルは漏洩の無いことを確認のこと。
- ②コネクタを発泡スチロール等に縦方向に設置する。
- ③前面、上面 の2面方向で測定を行う。

(4). 同軸ケーブル

- ①同軸ケーブルを任意の箇所で1mに切り測定補助用コネクタを接続して1端は終端する。
測定補助用コネクタは漏洩の無いことを確認のこと。
- ②同軸ケーブルを発泡スチロール等に縦方向に設置する。
- ③前面1面方向で、高さを供試器下端から上端まで可変し、漏洩電界強度が最大となる箇所で測定を行う。



(5). アンテナプラグ

- ①アンテナプラグに長さ10cmの測定補助用ケーブルを接続し、プラグ側は終端する。
測定補助用ケーブルは漏洩の無いことを確認のこと。
- ②アンテナプラグを発泡スチロール等に設置する。
- ③受動機器の6面方向で測定を行う。

3) 入力信号レベル

3)-1 ブースタ(対象の周波数帯域を増幅する機能を有するブースタ)

- ・入力信号レベルは周波数にかかわらず一定とし、使用周波数範囲内の最大周波数において定格出力となる値とする。
また、電源分離型ブースタの場合は増幅部と電源部を長さ 60cm のケーブル(S-5C-FB)で接続し一体としたときの定格出力となる値とする。

3)-2 受動機器(電源を分離可能なブースタの電源部および対象の周波数帯域をパスする機能を有するブースタを含む)

- ・入力信号レベルは周波数にかかわらず、入力端子に100dB μ Vとする。

■ 測定手順

(1) 事前に各測定周波数における測定アンテナからスペクトラムアナライザまでの給電線損失 L_r (補助アンプの利得等も含む)を測定する。

(2) 事前に各測定周波数における測定環境の潜在電界レベル E_0 を測定し、(5)に掲げる式によって測定環境の潜在電界を求め、測定値に影響を与えない環境であることを確認する。
(潜在電界は基準値より10dB 以上低いことが望ましい。)

(3) 標準信号発生器は無変調とし、供試器への入力レベルが規定のレベルになるように出力レベルを調整して供試器に加える。

(4) 測定用アンテナにて受信した漏洩電波のレベル E_1 をスペクトラムアナライザによって測定する。

(5) 3m離れたところにおける漏洩電界強度 E は下記の式によって求める。

(終端値で測定した場合は、6dB を加算し、開放値へ換算すること。)

$$E(\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}) = E_1(\text{dB}\mu\text{V}) + AF(\text{dB}) + L_r(\text{dB}) + \text{測定距離補正值}(\text{dB})$$

E_1 : 漏洩電波のレベル、 AF : アンテナファクター、 L_r : 給電線損失

また、入力レベルを規定値以上で入力して測定した場合は、規定入力レベルとの差を補正し、3m離れたところにおける漏洩電界強度(dB μ V/m)を求めること。

(6) 供試器の設置面、角度及び測定用アンテナの偏波面を変えて測定する。

注⁽¹⁾ 周波数を掃引させ測定する場合は、標準信号発生器の掃引時間を、スペクトラムアナライザの掃引時間より遅くし、各測定周波数で取り逃しが無いように設定すること。

8. 登録の変更

登録の変更にあたっては、ハイシールドマーク登録変更届(様式5) 及び変更の該当書類を一式とし、書面とCD又はDVDの媒体による電子データ(PDF)(カラー部分はカラー)各1部を事業委員会に提出する。

*テレビ接続ケーブルは同一線種で長さのみ異なる場合でも測定データはすべての自社型名について提出すること。

9. 登録の取消し

登録の取消しにあたっては、ハイシールドマーク登録取消届(様式8)を事業委員会に提出する。

10. 登録料(消費税別)

1型名毎の登録料は以下表のとおりとする。

| JEITA 会員 | JEITA 会員 | JEITA 非会員 |
|--------------------|----------|-----------|
| 受信システム事業委員会 会 員 | 正会員・賛助会員 | |
| ¥5,000 | ¥10,000 | ¥20,000 |

11. 様式

申請の際に用いる様式、及び記入例を次に示す。

様式 1

| | | | |
|---|---|--|-------------|
| <p>ハイシールドマーク 受信システム機器登録申請書</p> | | | |
| <p>一般社団法人 電子情報技術産業協会 受信システム事業委員会 御中</p> | | <p>20 年 月 日</p> | |
| | | <p>会 社 名</p> | <p>社 印</p> |
| | | <p>(申請責任者) 役職名 氏 名 (連絡担当者) 氏 名 電話番号 E-Mail</p> | <p>責任者印</p> |
| 機 器 | (機器の一般的な名称を記載 例:ブースタ) | | |
| 機 種 | (機器の概略機能を記載 例:UHF/BS・CS-IF ブースタ、FMパス) | | |
| 自社型名 | | <p>代表自社型名 (*2)</p> | |
| 測定日 | 年 月 日 | | |
| 測定設備 | 測定用アンテナ型名 | | |
| | 測定用スペクトラムアナライザ型名 | | |
| | 信号発生器型名 | | |
| | 測定サイトの場所 | | |
| 備 考 | <p>ブースタのパス機能 (*1) インピーダンスは 75Ω (*1)</p> | | |

(*1)該当する場合は記載

(*2)代表自社型名欄には、申請が1製品であっても記載すること。

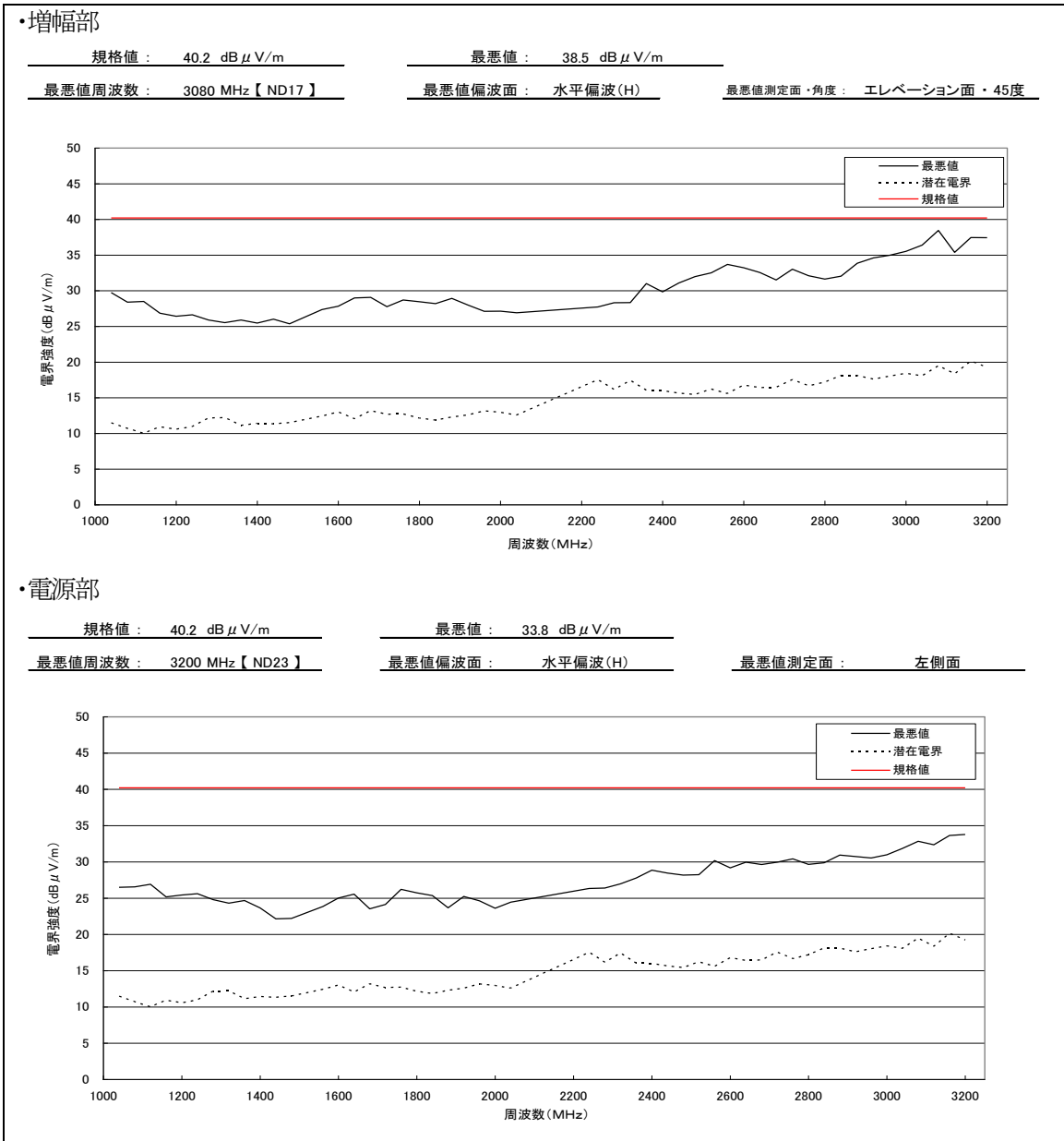
記入例 電波漏洩に関する性能 (ブースタ)

様式 2

20 年 月 日

社内試験成績書

機器 ブースタ 機種 UHF/BS・CS-IF(RL)ブースタ
自社型名 _____ 会社名 _____



記入上の注意

- (1) 様式は、JEITA CPX-5231 に準じた自社の様式とする。
- (2) 規格値(ライン)をプロットデータの中に必ず記入する。また、潜在電界も記載することが望ましい。
- (3) 各測定周波数における最大値を抽出しグラフ化し、最悪値とその条件を記載すること。
- (4) 電源分離型ブースタの場合は増幅部と電源部のデータを記載すること。

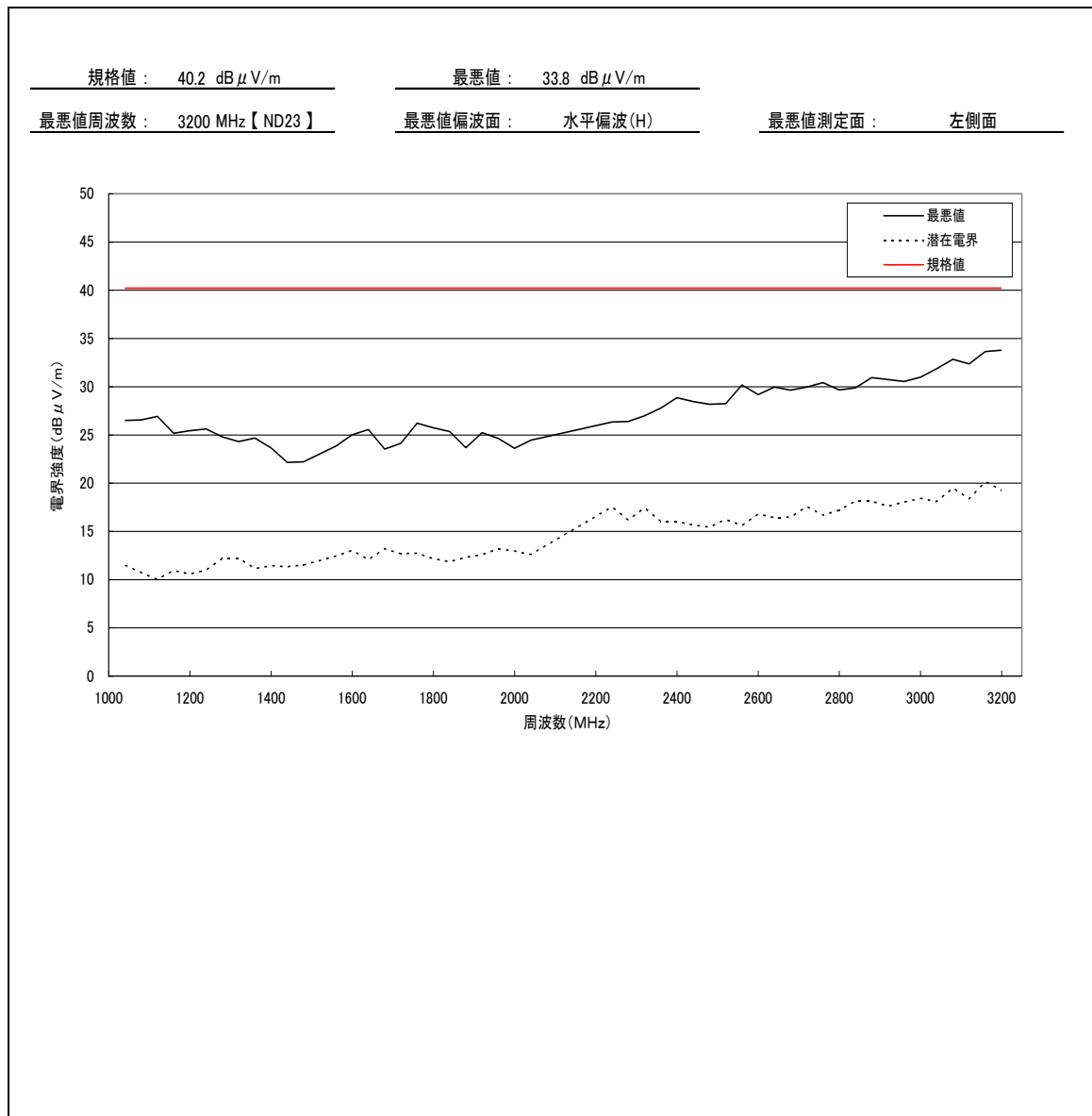
記入例 電波漏洩に関する性能 (受動機器)

様式 2

20 年 月 日

社内試験成績書

機器 分配器 機種 5 分配器
自社型名 会社名



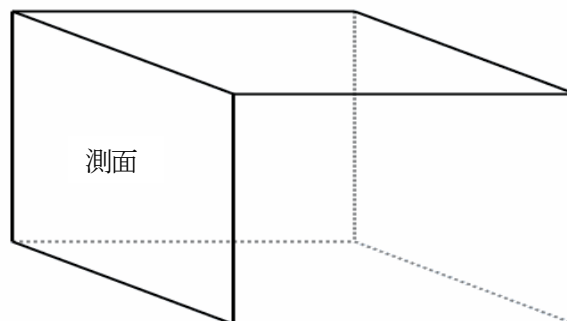
記入上の注意

- (1) 様式は、JEITA CPX-5231 に準じた自社の様式とする。
- (2) 規格値(ライン)をプロットデータの中に必ず記入する。また、潜在電界も記載することが望ましい。
- (3) 各測定周波数における最大値を抽出しグラフ化し、最悪値とその条件を記載すること。

外 観 写 真

機器 _____ 機種 _____
 自社型名 _____ 会社名 _____

- ・外観形状や色彩が明確に確認できる方向から撮影した鮮明な写真・本体のHSマーク表示を確認できるカラー写真（L版 127×89mm 以上）を添付する。
- ・外観写真上で本体のHSマーク表示、社名及び型名が確認できない場合やHSマーク表示、社名及び型名が不鮮明となる場合は、外観写真とは別に様式 3 を使用してHSマーク表示、社名及び型名が十分に判別可能な写真を添付する。
 ただし、外観写真上で、HSマーク表示、社名及び型名が判別可能な場合は外観写真のみで良い。

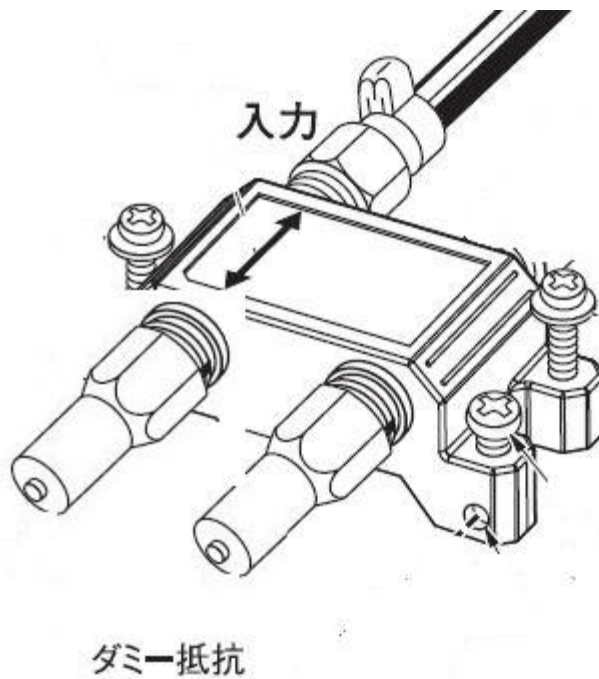


HSマーク表示、社名及び型名を
 確認できる写真

接続状態の説明

機器 _____ 機種 _____
自社型名 _____ 会社名 _____

- ・測定に際して機器への入力接続部分の状態が確認できるようなイラスト等を記載する。
- ・文章による説明を記載する。



*入力 F 型接栓に S-5C-FB ケーブルを使用して接続

記入例 接続状態を説明する写真

様式 3

20 年 月 日

接続状態写真

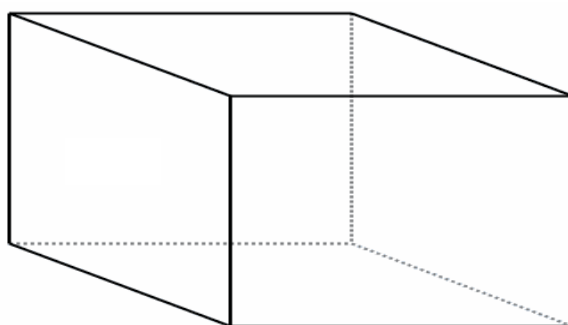
機器

機種

自社型名

会社名

- ・測定に際して機器への入力接続部分の状態が確認できるカラー写真（L版 127×89mm 以上）を添付する。
- ・文章による説明を記載する。



*入力 F 型接栓に S-5C-FB ケーブルを使用して接続

登録・変更・取消・通知書に関する様式

ハイシールドマーク
登録通知書

20 年 月 日

_____ 殿

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会

貴社より登録申請のありました製品について、審査の結果ハイシールドマークに適合していると判定し、登録を通知します。

記

登録機種： _____

登録型名： _____

登録番号： _____

登録条件： _____

様式 5

**ハイシールドマーク
登録変更届**

20 年 月 日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会 御中

会 社 名

社印

(届出責任者)

役職名

氏 名

責任者印

(連絡担当者)

氏 名

電話番号

E-Mail

貴協会、 年 月 日付(登録番号)、ハイシールドマーク登録通知書
の製品について、登録の変更を届けます。

記

登録機種：

既登録型名：

新登録型名：

変更事由(簡条書きとする)

変更内容説明書を添付し必要な資料(社内試験成績書、仕様書、外観写真、接続状態を説明する解説書類、取扱説明書、施工説明書など)を添付する。

以上

**ハイシールドマーク
登録変更完了通知書**

_____ 殿

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会

20 年 月 日

貴社より登録変更届のありました上記製品について、登録変更を完了しました。

様式6a

変更内容説明書

20 年 月 日

機種 _____ 会社名 _____

自社型名 _____

<変更内容詳細>

| No | 変更事項 | 変更内容 | | 備考 |
|----|--------|-------|-------|------------|
| | | 既登録 | 変更後 | |
| 1 | 自社型名 | 既登録型名 | 変更型名 | |
| | 例：製品色彩 | 本体色：白 | 本体色：黒 | 添付写真 参照 |
| | | | | |

注) 資料（仕様書・図面・取扱説明書・写真など）で変更内容を記載する場合は、備考欄に別紙参照と記載するとともに、変更対象製品の必要な既登録分と変更後分の資料を添付すること。

<登録製品型名状況内容詳細（代表製品及び枝番製品等の自社型名を全て記載）>

| No | 既登録 | | 変更後 | | 備考 |
|----|------|--------------------------|------|--------------------------|----|
| | 自社型名 | 代表製品 ^{※1} | 自社型名 | 代表製品 ^{※1} | |
| 1 | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |
| 2 | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |
| | | | | | |

※1 代表自社型名の製品にチェックを入れる

様式6b

変更内容説明書【(枝番)製品追加】

20 年 月 日

機種 _____ 会社名 _____

自社型名 _____ 代表自社型名 _____

<代表製品との相違事項>

| No | 追加(枝番)製品 自社型名 | 代表製品との相違事項 | | 備考 |
|----|------------------|-----------------------|--------------------------|----|
| | | 相違事項 | 相違事項の詳細 | |
| 1 | | ①梱包仕様 ②付属品 ③本体色 | ①パック品 ②〇〇付属なし ③黒 | |
| 2 | | ①梱包仕様 ②付属品 ③本体色 | ①パック品 ②〇〇付属なし ③グレー | |
| | | | | |

注) 資料(仕様書・図面・取扱説明書・写真など)で相違事項内容を記載する場合は、備考欄に別紙参照と記載するとともに、資料を添付すること。

<登録製品型名状況内容詳細(代表製品と枝番製品等の製品自社型名を全て記載)>

| No | 既登録 | | (枝番)製品追加後 | | 備考 |
|----|------|--------------------------|-----------|--------------------------|----|
| | 自社型名 | 代表製品 ^{※1} | 自社型名 | 代表製品 ^{※1} | |
| 1 | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |
| 2 | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |
| | | | | | |

※1 代表自社型名の製品にチェックを入れる

様式7

ハイシールドマーク
登録変更届不可通知書

20 年 月 日

殿

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会

貴社より 年 月 日付、登録変更申請のありました製品(登録番号)について、
審査の結果ハイシールドマークに不適合であると判定し、登録不可を通知します。

記

申請機器・機種: _____

申請自社型名: _____

登録不可理由: _____

以上

ハイシールドマーク
登録取消届

20 年 月 日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会 御中

会 社 名

社印

(届出責任者)

役職名

氏 名

責任者印

(連絡担当者)

氏 名

電話番号

E-Mail

貴協会、 年 月 日付(登録番号)、ハイシールドマーク登録通知書の製品について、登録の取消を届けます。

記

登録機器・機種：

登録型名：

取消事由

以上

**ハイシールドマーク
登録不可通知書**

20 年 月 日

殿

一般社団法人 電子情報技術産業協会
受信システム事業委員会

貴社より 年 月 日付、登録申請のありました製品について、審査の結果
ハイシールドマークに不適合であると判定し、登録不可を通知します。

記

申請機器・機種： _____

申請型名： _____

登録不可理由： _____

以上

自己チェックリストに関する様式

様式 10

登録変更届 HSマーク自己チェックリスト

20 年 月 日

機種 _____ 会社名 _____
 自社型式 _____

| 番号 | チェック項目 | チェック |
|--|---|--|
| 1 | HSマーク登録申請フローチャート1の申請区分判定で登録変更届となったか。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 登録変更届は様式5を使用したか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・社印及び届出責任者印が押印されているか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 変更内容説明書(様式6a 又は6b)を添付したか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 変更審査に必要と思われる場合、社内試験成績書、仕様書、外観写真、接続状態を説明する解説書類又は写真、取扱説明書(施工説明書)などを添付したか。 *テレビ接続ケーブルの同一線種で長さが異なる自社型名の追加は測定データが必要 | <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 |
| 5 | 申請書類は書面と CD 又は DVD の媒体による電子データ(PDF)になっているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・電子データ(PDF)もカラー部分は、カラーとなっているか。 (電子データのファイル名は自社型名を記載) | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 申請書類は、ホチキスなどで綴じられているか。 | <input type="checkbox"/> |
| ※申請には原則全てのチェックが必要です。チェックができない場合は、理由を裏面に明記すること。 | | |

部署名 _____

記入者氏名 _____

様式 11

ハイシールドマーク自己チェックリスト

20 年 月 日

機種 _____ 会社名 _____
 自社型式 _____

| 番号 | チェック項目 | チェック |
|--|---|--|
| 1 | HSマーク登録申請フローチャート1の申請区分判定で判定したか。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 登録申請になった場合はHSマーク登録申請フローチャート2 登録申請に沿って作業したか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 登録申請書は様式1を使用しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・社印及び申請責任者印が押印されているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・申請書の機器名・機種名は適切か。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・備考欄に記載する項目に漏れはないか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 社内試験成績書は様式2を使用しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・機器・機種・自社型名・会社名を記載したか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・運営細則で定める規格値(ライン)をプロットデータの中に記入しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・測定値は小数点第1位まで記載しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・測定値は取扱説明書の規格値と矛盾していないか。(規格値の記載なき場合はチェックしない) | <input type="checkbox"/> |
| | ・テレビ接続ケーブルの同一線種で長さが異なる場合はすべての自社型名の測定データがあるか | <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 |
| 5 | 外観写真は様式3を使用しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・カラー写真 L 版(127×89mm)以上の外観形状や色彩が明確に確認できる方向から撮影した鮮明な写真になっているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・本体のHSマーク表示、社名及び型式を確認できる写真を添付したか。 また、本体にHSマークの表示が不可能な場合は、取扱説明書又は梱包箱・パッケージ等の見えやすい箇所に表示したか。この場合、登録申請書(様式1)の備考欄に表示できない理由及び表示箇所を記載し、表示箇所を証明する資料を添付しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 接続状態を説明する解説書類を添付しているか。又は様式 3 を使用した接続写真を添付しているか。カラー写真の場合は L 版(127×89mm)以上で鮮明な写真になっているか。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 取扱説明書(又は施工説明書)を添付しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 取扱説明書(又は施工説明書)がない場合は製品の仕様がわかる書類を添付したか。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 申請書類は書面と CD 又は DVD の媒体による電子データ(PDF)になっているか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ・電子データ(PDF)もカラー部分は、カラーとなっているか。 (電子データのファイル名は自社型名を記載) | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 申請書類は、ホチキスなどで綴じられているか。 | <input type="checkbox"/> |
| ※申請には原則全てのチェックが必要です。チェックができない場合は、理由を裏面に明記すること。 | | |

部署名 _____

記入者氏名 _____

解 説

1. 制定の理由

(1) 電波漏洩に関する性能の規定

2018年4月1日より、左旋衛星放送の受信装置の漏洩基準(2,224～3,224MHz)を定める法令が施行されている。

本制度は、すでに電波漏洩に関する規定が整えられている「SHマーク登録制度」の対象機器以外にも電波漏洩に関する規定の範囲を拡大することを目的として検討された。規格値の検討にあたり、SHマーク登録制度の規定と同一の規格値、測定方法を定めた。

本制度では電波漏洩に関する性能に限定して定めていることから、それ以外の電気的性能、機械的性能に関しては審査対象外となっている。

なお、「ハイシールド」の名称は、High Shielding Performance を略したものである。

2. 制度の変遷

(1) 新制度の発足

2018年7月の第2回受信システム事業委員会において、SHマーク登録制度の対象機器以外の受信システム機器についても、電波漏洩に関する性能を規定する必要性があることが確認され、「SHマーク・DHマーク改定WG」傘下に「IF漏洩対応TF」を設置した。

新マーク制度の制定にあたっては、SHマーク登録制度を参考として、電波漏洩に関する性能に限定して制定することとなった。

2018年11月に「ハイシールドマーク登録制度」として制定した。

◆ 審議

① 運営規定(第1.0版) 制定

この運営規定は、受信システム事業委員会・SHマークDHマーク改定WG・IF漏洩対応TFが原案を作成・審議し、2018年11月の第4回受信システム事業委員会において、「ハイシールドマーク登録制度運営規定(第1.0版)」として承認された。

3. 審議委員

受信システム事業委員会

SHマーク・DHマーク改定WG

IF漏洩対応TF

ハイシールドマーク登録制度運営規定履歴